

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の船員保険被保険者の資格喪失日は、同年10月1日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和19年11月にA社に入社した。同社では、20年6月にB事業所へ赴任、同年8月に同社所有船舶「C船」に乗船し、DからEに向け出港した。Eで積荷を降ろした後、同年9月末にFに入港した際に下船し、退職の手続きを行い帰郷した。

A社における私の船員保険被保険者記録については、資格取得日は確認できるが、資格喪失日の表示が無く、年金事務所では当該喪失日について認定することができないとの回答であった。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者が、昭和20年4月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日欄が空欄となっている基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できるところ、申立人の詳細な供述から、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

また、申立人は、「昭和20年8月に石炭を積んでDを出港し、船上で終戦を迎え、終戦の日から3、4日後にE港に着いた。Eでは1か月ぐらい待機した後、出港し、同年9月末にF港に着き下船した。」としており、この供述は、具体性があり信ぴょう性が認められることから、申立人は、昭和20年9月30日までC船に乗船していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船

員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における船員保険被保険者の資格喪失日は同年10月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳から確認できる標準報酬等級の記録から60円（3等級）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(後のB社。現在は、C社)D支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から27年4月1日まで

私は、昭和26年7月にA社に入社し、28年4月1日付けでB社E支店に転勤となるまで、A社D支店F事業所に継続して勤務した。ねんきん定期便の記録では、同事業所で勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険に未加入の期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の供述内容から、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A社D支店F事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、オンライン記録によると、A社D支店F事業所の母店であるD支店において昭和26年12月1日に厚生年金保険の資格を喪失後、同事業所が適用事業所となった27年4月1日に同事業所で資格を取得しており、26年12月1日から27年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、「私は、入社時からF事業所で正社員として継続して勤務しており、雇用上の身分について変化は無く、社会保険料も控除されていたはずである。」と供述しているところ、A社D支店F事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「当時、F事業所には女性行員は4人くらいおり、全員、正社員として通常の勤務形態で働いていた。」との供述から、申立人は、申立期間及びその前後の期間において勤務形態に変更は無く、継続して勤務してい

たことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から37年10月1日まで

私は、昭和28年4月頃から37年10月頃まで、A社で勤務し、B施設のC業務に従事していた。在職期間中に、健康保険被保険者証で診療を受けた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る昭和27年度から38年度までの給与支払報告書によると、申立人は、昭和27年12月7日に同社に入社し、申立期間において、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和30年1月1日から31年12月31日までの期間を除いた期間については、上記の給与支払報告書において、申立人は、給与から社会保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和30年1月1日から31年12月31日までの期間については、上記の給与支払報告書において、社会保険料欄に金額の記載（昭和30年は550円、31年は1,120円）が確認できるものの、当該金額の内訳は記載されておらず、年間支払給与の総額（昭和30年は2万1,000円、31年は2万2,400円）を12分割した報酬月額（昭和30年は1,750円、31年は1,867円）に相当する当時の標準報酬月額3,000円（1等級）に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額は、昭和30年が1,662円、31年が1,704円であり、前述の社会保険料欄に記載された金額（昭和30年は550円、31年は1,120円）とは合致していないが、ほかの従業員の給与支払報告書において確認できる社会保険料欄に記載された金額は、健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と合致していることが確認できる。

さらに、A社の現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、給与

支払報告書に記載されている内容については、全く分からない。また、申立人の社会保険加入状況や社会保険料欄に記載された金額の内訳についても不明である。」旨回答している。

これらのことから、前述の昭和30年及び31年における社会保険料欄に記載された金額に、厚生年金保険料が含まれていたとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者となっている者は8人確認できるが、その中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、上記の8人はいずれも死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。